

盛岡芸妓後援会会則

(設立の趣旨と目的)

第1条

盛岡芸妓は、踊りや長唄、常磐津などの芸事を身に着け、お座敷などで芸の披露とおもてなしをするとともに、お互いに切磋琢磨して、芸の修練を積み重ね、伝統文化として築き上げてきた。しかしながら、昨今の社会情勢などから、そうした芸を披露するお座敷の機会などが著しく減り、芸妓の数も著しく減少したことから、脈々と継承されてきた盛岡芸妓文化を絶やすことなく、次世代に継承していくため後援会を設立するものである。

(名称)

第2条

この会の名称は、盛岡芸妓後援会（以下「後援会」という。）と称する。

(事業)

第3条

後援会は、目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 盛岡芸妓の育成並びに資質向上への支援。
- (2) 盛岡芸妓の広報並びに周知宣伝。
- (3) 盛岡芸妓文化継承に必要な行事を実施する。
- (4) その他後援会の目的達成に必要な事業を行う。

(会員)

第4条

後援会は、後援会の趣旨に賛同する次の会員をもって組織する。また、会員は、会長に届け出て脱会をする事ができる。

- (1) 法人会員
 - (2) 個人会員
- (会員の除名)

2 会員が後援会の名誉を傷つけ、又は後援会の目的に反する行為のあったときには、第17条に定める役員会において出席者の過半数の同意を以てこれを除名することができる。

(会費)

第5条

会費は、年会費とし、会費の額は、法人会員は、1口3万円以上、個人会員にあっては1口1万円以上とする。会員は、定められた会費を、毎年度総会終了

後速やかに納入しなければならない。会員が脱会する際には既納の会費は返却しない。

(総会の種別)

第6条

この会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第7条

総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第8条

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 事業報告及び収支決算の承認
- (2) 事業計画案及び収支予算案の承認
- (3) 規約の変更
- (4) 解散
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) その他役員会から付議された重要事項

(総会の開催)

第9条

通常総会は、毎事業年度終了後4ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、会長若しくは役員会が必要と認め召集の請求をしたときに開催する。また、会員の過半数以上の請求があった場合に開催する。

(総会の招集)

第10条

総会は、会長が招集する。

2 会長は前条の規定による請求があったときはすみやかに臨時総会を招集しなければならない

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した電子メール等をもって、通知しなければならない。

(役員)

第11条

後援会の会務及び行事を行うために、次の役員を置く。

- (1) 会長……1名
- (2) 副会長…2名

(3) 理事…… 20名以内

(4) 監事…… 2名

(役員を選出)

第12条

会長は会員による総会で選出する。副会長及び理事及び監事は、会長が指名し、総会において承認する。

(顧問)

第13条

後援会は顧問を置くことができる。顧問は会長が指名し、総会において承認する。

(総会の議長)

第14条

総会の議長は、会長が務める。

(総会の議事)

第15条

総会の議事は、出席した会員の過半数で決議し、可否同数のときは、会長が決める。

(監事)

第16条

監事は、会務および会計を監査し、その結果を総会に報告し、承認を受ける。

(任期)

第17条

第11条に規定する役員及び第13条に規定する顧問の任期は3年とする。欠員の補充によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。但し、再任を妨げない。

(役員会)

第18条

会長は、役員会を招集する。

2 役員会の議事は、出席者の過半数で決定する。

(会計)

第19条

後援会の会計は次のとおりとする。

(1) 後援会の事業費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第20条

後援会の事業年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月末日で終わる。

(事務局)

第21条

事務局は、盛岡商工会議所に置く。

(その他)

第22条

この規約に定めるもののほか、後援会運営に大きく影響する行事、会計及びその他必要な事項については、役員会において決定する。

附則1 本規約は、2012年3月2日から実施する。